

## 日本船舶・船員確保計画の認定について(予算上の支援措置)

資料2-2

交通政策審議会海事分科会ヒューマンインフラ部会の答申を受けまして、船舶運航事業者が改正海上運送法に基づき日本船舶船員確保計画を策定し、船員の確保・育成を計画的に推進する船員計画雇用促進事業を平成20年度からスタートさせました。

このうち、平成21年度を開始年度とする計画について、受付期間中に34事業者から認定申請がなされ、その全てについて平成21年3月27日に国土交通大臣の認定がなされました。

### 1. 認定を受けた34事業者の計画のポイント

- 3～5年の計画期間中に276人(うち船員未経験者176人、船員経験者100人)の船員を採用する予定である。
- 期間中の退職予定者である185人を差し引いても、91人の船員が純増する計画である。
- 船員未経験者のうち、一般高校卒業生等の船員教育機関卒業生以外の者が半数以上を占めている。
- 新たな船員供給源である退職自衛官8人、女性船員6人を採用する計画が含まれている。

### 2. 認定の内訳

#### (1)業種別内訳

|     | 平成20年度開始分 | 平成21年度開始分 | 合 計    |
|-----|-----------|-----------|--------|
| 貨物船 | 91事業者     | 25事業者     | 116事業者 |
| 旅客船 | 22事業者     | 9事業者      | 31事業者  |
| 合 計 | 113事業者    | 34事業者     | 147事業者 |

#### (2)計画期間別内訳

|     | 平成20年度開始分 | 平成21年度開始分 | 合 計    |
|-----|-----------|-----------|--------|
| 3年  | 66事業者     | 28事業者     | 94事業者  |
| 4年  | 4事業者      | 1事業者      | 5事業者   |
| 5年  | 43事業者     | 5事業者      | 48事業者  |
| 合 計 | 113事業者    | 34事業者     | 147事業者 |

#### (3)事業内容別内訳

|                   | 平成20年度開始分 | 平成21年度開始分 | 合 計  |
|-------------------|-----------|-----------|------|
| グループ化の促進に係る事業     | 9件        | 1件        | 10件  |
| 船員の資格取得促進に係る事業    | 62件       | 8件        | 70件  |
| 新規供給源からの採用促進に係る事業 | 97件       | 23件       | 120件 |
| 船員の計画雇用促進に係る事業    | 89件       | 22件       | 111件 |

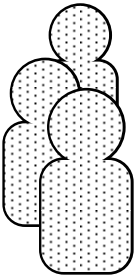
※1つの事業者が複数の事業を行う場合がある。

#### (4)認定事業者が計画期間中に採用しようとする船員未経験者の内訳

|                          | 平成20年度開始分       | 平成21年度開始分    | 合 計             |
|--------------------------|-----------------|--------------|-----------------|
| 船員教育機関卒業生                | 650人            | 82人          | 732人            |
| 船員教育機関卒業生以外<br>(うち退職自衛官) | 688人<br>(19人)   | 94人<br>(8人)  | 782人<br>(27人)   |
| 合 計<br>(うち女性船員数)         | 1,338人<br>(34人) | 176人<br>(6人) | 1,514人<br>(40人) |

※平成20年度開始分の人数は、3月27日までの計画変更を含んだ人数である。

「日本船舶・船員確保計画」の認定を受けた事業者が、船員の確保・育成を積極的に実施することに対し、国による3つの助成制度により、事業者の取り組みを支援するシステム



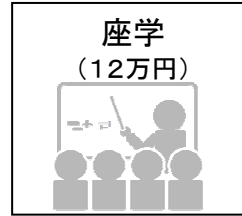
試行雇用  
or  
内定

新たに船員に  
なろうとする者

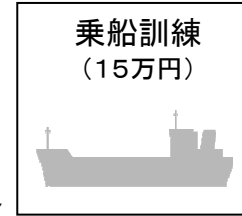
船舶運航  
事業者等

〔共同型船員確保育成事業〕

共同でグループ化を通じて船員の計画的確保育成を行う事業者を支援



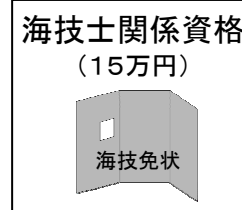
&



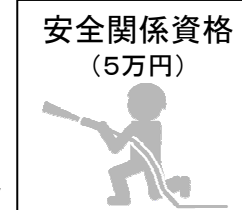
試行雇用者(又は内定者)1人につき、教育訓練機関又は自社の座学(OFF-JT)講習、乗船訓練(OJT)に係る経費の2分の1の額とし、座学については12万円、乗船訓練については15万円を限度に、併せて27万円を支給

〔新規船員資格取得促進事業〕

一般高卒者への裾野拡大等に積極的に取り組む事業者を支援



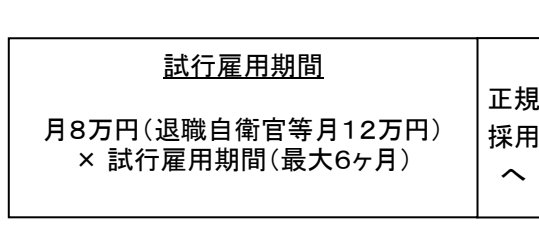
or



試行雇用者(又は内定者)1人につき、講習に係る経費の2分の1の額とし、海技士関係資格については15万円、安全関係の資格については5万円を限度に、いずれかを支給

〔船員計画雇用促進事業〕

船員未経験者を計画的に採用し、効果的な訓練を実施する事業者を支援



試行雇用者1人につき、月額8万円を支給  
 試行雇用期間(最大6ヶ月)支給  
 (退職自衛官、運航要員の女性及び船員教育機関卒業後以外の者にあつては、4万円上乗せした月額12万円)